

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和5年 第1回海老名市議会定例会

概要資料



消防出初式の開催



二十歳の祝典の挙行

海老名市



人口14万人へ



市長タウンミーティング
の開催



小田急電鉄本社の移転



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和5年第1回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期34日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月24日	金	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月 2日	木	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月 7日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3月 9日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3月10日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3月13日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
3月15日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月20日	月	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3月22日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3月23日	木	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3月27日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
3月29日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分



【えびなっ子駅伝】

【案件一覧】

■ 日程 21 件			
条例 8 件			頁
1	議案第2号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
2	議案第3号	海老名市職員の定数条例の一部改正について	4
3	議案第4号	海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について	5
4	議案第5号	海老名市国民健康保険条例の一部改正について	7
5	議案第6号	海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	8
6	議案第7号	海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について	9
7	議案第8号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	11
8	議案第9号	海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	13
契約 1 件			頁
9	議案第10号	物品の取得について（海老名市中学校給食消耗品及び備品）	14
市道 1 件			頁
10	議案第11号	市道の路線認定について（市道2767号線ほか1路線）	15
人事 4 件			頁
11	議案第12号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて （海野 望氏）	17
12	議案第13号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（竹本 明生氏）	17
13	議案第14号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（今別府 淳子氏）	17
14	議案第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（藤吉 ひとみ氏）	17
補正予算 1 件			頁
15	議案第16号	令和4年度海老名市一般会計補正予算（第14号）	18
予算 6 件			頁
16	議案第17号	令和5年度海老名市一般会計予算	別冊
17	議案第18号	令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
18	議案第19号	令和5年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
19	議案第20号	令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
20	議案第21号	令和5年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算	
21	議案第22号	令和5年度海老名市公共下水道事業会計予算	

【条例 8件】

1 議案第2号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

非常勤特別職のうち特に高度の知識を有する職の日額報酬について見直しを行うため

【改正内容】

「特に高度の知識を有する職」については、日額報酬に6,000円を加算する。

医師（歯科医師を含む。）、弁護士、大学教授又は准教授、司法書士及び建築士（その職であることを要件として委員となっている場合に限る。）

1 新たに対象となる審議会委員（別表第2・同表備考1関係）

・公務災害補償等認定委員会委員	・防災会議委員
・公務災害補償等審査会委員	・国民保護協議会委員
・情報公開審査会委員	・地震災害警戒本部員
・個人情報保護審査会委員	・いじめ対策調査会委員
・行政不服審査会委員	・いじめ対策再調査会委員
・にぎわい振興審議会委員	・スポーツ振興審議会委員
・住宅政策審議会委員 ※	・国民健康保険運営協議会委員
・空き家等対策審議会委員	・介護保険運営協議会委員

※ 住宅政策審議会委員については、「特に高度の知識を有する職」に、マンション管理士及び行政書士を含む。（別表第2備考2関係）

2 専門的知見を有する職の範囲を拡大する審議会委員（別表第2関係）

	都市計画審議会委員及び景観審議会委員
改正前	大学教授若しくは准教授又はこれに類する職
	
改正後	特に高度の知識を有する職

【施行期日】

令和5年4月1日

2 議案第3号 海老名市職員の定数条例の一部改正について

【改正理由】

社会情勢の急激な変化、災害対策や消防力の強化、さらには、働き方改革や地方公務員制度改革等による休業制度の導入・定着を踏まえ、今後も人口増加が見込まれる本市において弾力性を持たせた体制づくりを図るため

【改正内容】

- 全体の増員数 (35人増)
- (1) 市長の事務部局の職員 587人 ⇒ 612人 (25人増)
 - (2) 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員 61人 ⇒ 63人 (2人増)
 - (3) 消防長の事務部局の職員 191人 ⇒ 199人 (8人増)

区 分	定 数	
	改正前	改正後
市長の事務部局の職員	587	612
議会の事務部局の職員	8	8
選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4
監査委員の事務部局の職員	4	4
農業委員会の事務部局の職員	5	5
教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員	61	63
消防長の事務部局の職員	191	199
合 計	860	895

【施行期日】

令和5年4月1日

3 議案第4号 海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について

【改正理由】

公共施設附帯駐車場有料化施設における利用者（団体及び個人）アンケートの結果を受けて、利用料金の上限（限度）金額を設定したいため

【改正条例】

- 第1条 : 海老名市立えびな市民活動センター設置条例
- 第2条 : 海老名市文化会館条例
- 第3条 : 海老名市都市公園条例

【改正概要】

普通車の入場日における駐車場から出場できる時間までの駐車場利用料金について、**上限（限度）金額を2,000円**と定め、その定める額を限度として、規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とするもの

規則で定める額（予定）

施設名	上限（限度）額
(1) えびな市民活動センター	1,600円
(2) 海老名市文化会館	2,000円
(3) 海老名運動公園・北部公園・中野公園	1,400円

※ 市民割引カード所有者は、100分の50に相当する額を減額する。

【改正内容】

第1条 海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正

条等	改正項目	内容
別表第3	表中の字句	表の「料金」欄を「利用の単位当たりの利用料金」欄に改正
	備考2の追加	普通車の入場日における駐車場から出場できる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

※ 「出場できる時間」 ⇒ 午後10時30分まで

第2条 海老名市文化会館条例の一部改正

条等	改正項目	内 容
別表第2	表中の字句	表の「料金」欄を「利用料金」欄に改正
	備考2の追加	普通車の入場日における駐車場から出場できる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

※ 「出場できる時間」 ⇒ 午後10時30分まで

第3条 海老名市都市公園条例の一部改正

条等	改正項目	内 容
別表第3	備考6の追加	普通車の入場日における駐車場から出場できる時間までの利用料金は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

※ 「出場できる時間」

- ・海老名運動公園 ⇒ 午後9時30分まで
- ・北部公園 ⇒ 午後9時30分まで
- ・中野公園 ⇒ 午後5時30分まで

【施行期日】

令和5年4月1日



【えびな市民活動センター駐車場】

4 議案第5号 海老名市国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令の改正に伴い、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げられることによる所要の改正

【改正内容】

条文	内 容	改正前		改正後
第4条	出産育児一時金	42万円		50万円

【附 則】

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：施行期日以後の出産に係る出産育児一時金から適用

【参 考】

出産育児一時金の支給実績

(単位：件、円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (1月末時点)
支給件数	85	89	74	71
総支給額	35,669,020	36,808,515	31,282,650	30,056,825

5 議案第6号 海老名市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

【改正理由】

医療費の高額化及び子育て環境を取り巻く情勢の変化に対応し、医療費の助成の対象となる子どもの年齢を18歳までに引き上げたいため

【改正内容】

1 用語の定義（対象年齢の拡大）（第2条第1項関係）

	「子ども」の定義（対象となる子ども）
改正前	学校教育法第1条に規定する 中学校 、義務教育学校の後期過程若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の 中学部を卒業し、又は修了する日の属する月の末日までにある者
	
改正後	満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者

※ 第2条第2項の「子どもを養育している者」を「**保護者**」に改正

2 対象者（第3条第1項関係）

	医療費の助成を受けることができる者
改正前	子どもを養育している者
	
改正後	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者・ 婚姻等により保護者がいない場合は子ども本人 <p style="text-align: center;"></p> すべての18歳までの「子ども」が対象となる。

3 その他字句の改正（第4条・第6条関係）

【附 則】

施行期日：令和5年9月1日

準備行為：医療証の交付に必要な準備行為は、施行期日前でも行える。

経過措置：・年齢引き上げに係る助成の対象となる医療は、施行期日以後に受ける医療とする。

・新たな医療証が交付されるまでは償還払いにより助成する。

6 議案第7号 海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について

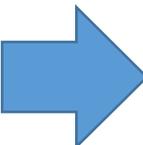
【改正理由】

海老名市立下今泉保育園の民営化に伴い、当該保育園を廃止するとともに、公立保育園における指定管理者制度を廃止したいため

【改正内容】

第1条 海老名市保育所設置条例の一部改正

(1) 下今泉保育園の廃止（第2条の表関係）

改正前		改正後
海老名市立柏ヶ谷保育園		海老名市立柏ヶ谷保育園
海老名市立門沢橋保育園		海老名市立門沢橋保育園
海老名市立下今泉保育園		
海老名市立中新田保育園		海老名市立中新田保育園
海老名市立上河内保育園		海老名市立上河内保育園

(2) 指定管理者制度に関する条項の削除等（第4条～第18条・第19条関係）

第4条	指定管理者による管理
第5条	指定管理者が行う業務
第6条	公募及び申請
第7条	選定の方法及び基準
第8条	選定の結果の通知
第9条	再度の選定
第10条	議会の議決
第11条	指定管理者の指定の公告
第12条	協定の締結
第13条	事業報告書の作成及び提出
第14条	管理業務等の報告の聴取等
第15条	指定の取消し等
第16条	原状回復の義務
第17条	損害賠償の義務
第18条	秘密保持義務

※ 上記第4条から第18条までの削除に伴い、第19条を第4条へ繰上げ

第2条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める 条例の一部改正

- 指定管理者制度の廃止に伴い、食材費及び延長保育料の徴収の特例を規定した第5条を削除

【規定の内容】

本条例で規定する食材費及び延長保育料について、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、指定管理者に徴収させ、指定管理者の収入として収受させることができるとしたもの

- 上記第5条の削除により、第6条及び第7条を繰上げ

【附 則】

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：・ 指定管理者の責務（事業報告書の作成及び提出等（第13条・第14条・第16条～第18条））は従前のおりとする。

- ・ 施行期日前に発生した延長保育料等の徴収は従前のおりとする。

その他：指定管理者制度の廃止に伴い、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の附則を改正

【参 考】

- 移管先事業者 ⇒ 社会福祉法人 妙常会
- 「公立保育園のあり方(平成30年度策定)」における下今泉保育園の検討

『保育所としての永続的な運営を図るため、平成29年に建て替えを実施し、同時に定員増を図った。また、完全民営化に向けた段階的取組として、平成30年4月から指定管理者制度を導入、5年間の指定管理期間中に良好な運営が実施できた場合は、指定管理期間満了後（令和5年4月）に指定管理者に対し運営を移管し、完全民営化を図る。』としていたもの



下今泉保育園

7 議案第8号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、懲戒に関する規定の削除、安全計画の策定、自動車の運行における乳幼児の所在確認等について定めたいため

【改正内容】

第1条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

条等	項目	改正内容
第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	削除

(参考 削除前の該当条文)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

参考 「懲戒に係る権限の濫用禁止」に関する規定の削除

民法の改正が行われ、親権者の懲戒権に関する規定（第822条）が削除され、新たに子の人格を尊重する等の規定（第821条）が設けられた。

改正前の第822条＝「親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」

改正後の第821条＝「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

第2条 海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正

条等	項目	内容
第7条 (改正)	居宅訪問型保育事業者を除く場合を規定	居宅訪問型保育事業者を家庭的保育事業者等から除く場合に、「自動車を運行する場合の義務（第8条の3の規定）」を追加
第8条の2 (新設)	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。また、職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施し、加えて保護者にも計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
第8条の3 (新設)	自動車を運行する場合の所在の確認	利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならない。合わせて日常的に運行するときは当該自動車に安全装置を設置しなければならない。
第11条 (改正)	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	複数の社会福祉施設等を設置するときは、保育に支障がない場合に限り、複数の施設の設備及び職員を兼ねることができることを規定
第14条	懲戒に係る権限の濫用禁止	削除
第15条 第2項 (改正)	衛生管理等	衛生管理に関する措置を具体的に規定 ⇒「職員に対する感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。」

【施行期日】

令和5年4月1日（懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除については、公布の日）

8 議案第9号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、安全計画の策定、自動車の運行における利用者の所在確認等について定めたいため

【改正内容】

条等	項目	内容
第7条の2 (新設)	安全計画の策定等	学童保育事業者は、安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を <u>講じなければならない</u> 。また、職員に周知し、研修及び訓練を定期的に <u>実施し</u> 、加えて保護者にも計画に基づく取組の内容等について <u>周知しなければならない</u> 。※
第7条の3 (新設)	自動車を運行する場合の所在の確認	利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならない。
第13条の2 (新設)	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置をするように努めなければならない。また、職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
第14条 第2項 (改正)	衛生管理等	衛生管理に関する措置を具体的に規定 ⇒「職員に対する感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。」

【附 則】

施行期日：令和5年4月1日

安全計画の策定等に係る経過措置

※施行の日から令和6年3月31日までの間について、第7条の2に規定する「義務」については、「努力義務」とする。

【契約 1件】

9 議案第10号 物品の取得について（海老名市中学校給食消耗品及び備品）

【趣旨】

海老名市中学校給食調理施設の新設による各中学校での給食開始に伴い、消耗品及び備品を購入するもの

海老名市中学校給食消耗品及び備品の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概要】

- 1 契約の目的 海老名市中学校給食消耗品及び備品購入
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 107,250,000円（税込み）
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市都筑区池辺町4495番地
株式会社アイホー 横浜営業所
所長 鈴木 雅弘

【主な購入品】

飯碗、汁碗、大皿、小皿、大カゴ、飯椀カゴ、中カゴ、トレイカゴ、パン箱、保温食缶、洗浄専用カゴ、移動台、運搬車兼配膳台等



(参考) 保温食缶



(参考) 運搬車兼配膳台



(参考) 飯椀カゴ

【市道 1件】

10 議案第11号 市道の路線認定について（市道2767号線
ほか1路線）

路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
2767	本郷字中谷津2900番1地先 ） 本郷字中谷津2954番地先	4.40 ） 4.40	431.59	農地耕作条件 改善事業に伴 う路線の認定
2768	門沢橋五丁目820番24地先 ） 門沢橋五丁目820番30地先	6.00 ） 18.01	27.89	開発事業に伴 う路線の認定

市道 2767 号線認定

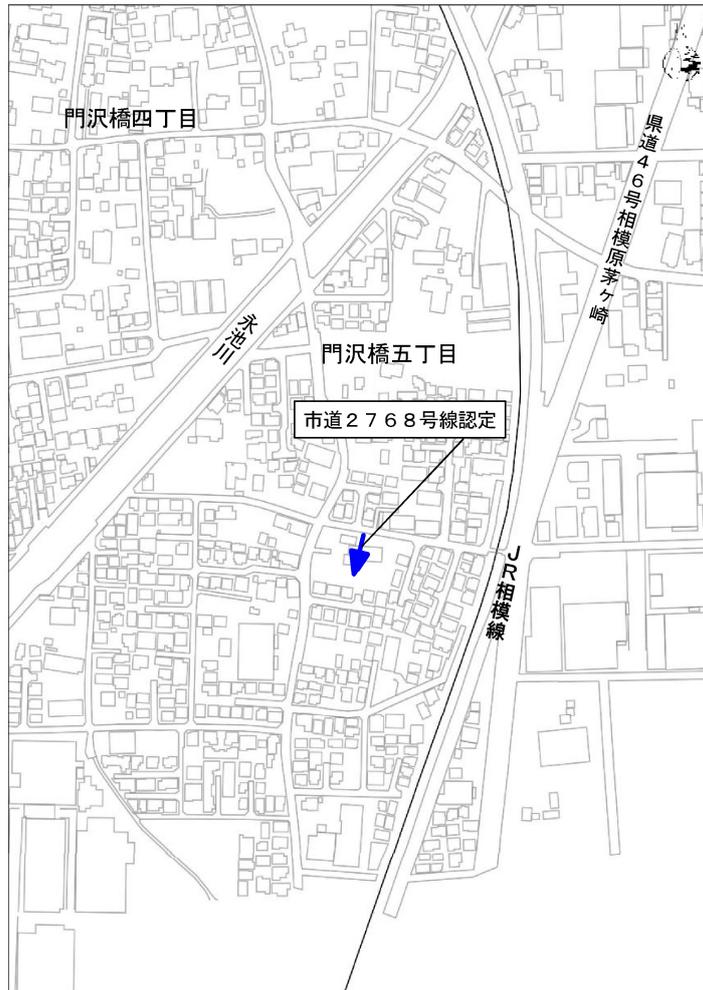


起点

終点



市道 2768 号線認定



起点

終点



【人事 4件】

**1 1 議案第12号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて（海野望氏）**

現委員の酒井道子氏の辞職に伴い、後任として、新たに海野望氏を任命することについて同意を求めるもの

【任命したい者】

氏名：海野望（うみの のぞみ）

任期：前任者の残任期間（令和5年4月1日～令和7年12月12日）

**1 2 議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（竹本明生氏）**

現委員の竹本明生氏が令和5年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名：竹本明生（たけもと あきお）

任期：3年（令和5年7月1日～令和8年6月30日）

**1 3 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（今別府淳子氏）**

現委員の今別府淳子氏が令和5年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名：今別府淳子（いまべっぷ じゅんこ）

任期：3年（令和5年7月1日～令和8年6月30日）

**1 4 議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（藤吉ひとみ氏）**

現委員の藤吉ひとみ氏が令和5年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名：藤吉ひとみ（ふじよし ひとみ）

任期：3年（令和5年7月1日～令和8年6月30日）

【補正予算 1件】

15 議案第16号 令和4年度海老名市一般会計補正予算
(第14号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **4億8,093万4千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **558億9,428万4千円**とするもの

■主な内容

- ☆ 子宮頸がん予防接種に対して国が積極的勧奨を再開したことや、日本脳炎ワクチンの供給が昨年度よりも安定していることなどにより、各種予防接種費が当初の想定よりも増加していることから、個別予防接種を実施している医療機関に対して委託料を増額します。
- ☆ 国の補助金を活用し、翌年度の道路事業を一部前倒しして実施します。
- ☆ 燃料費の高騰による運行経費の増加及びコロナ禍による新しい生活様式の定着等を要因として、コミュニティバスの乗客数が当初の想定よりも減少しているため、運行事業者に対して負担金を増額します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:55,413,350千円・補正額:480,934千円・補正後:55,894,284千円

(1) 歳入

・地方消費税交付金	320,000千円
・教育・保育給付費（国庫支出金／県支出金）	134,602千円
・道路メンテナンス事業費（国庫支出金）	21,014千円
・新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金（国庫支出金）	65,068千円
・新まちづくり基金繰入金（駅周辺まちづくり事業助成分）	△20,000千円
・その他雑入（駐車場料金減収分）	△40,978千円
・その他	1,228千円

合計 480,934千円

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち	45,000 千円
--------------	-----------

・ 子宮頸がん予防ワクチンなどを接種する方への支援の充実 45,000 千円

子宮頸がん予防ワクチン、日本脳炎及び四種混合等の各種ワクチン接種者が当初の想定を上回ることに伴い不足する委託料を補うもの

委託料 45,000 千円

② 便利で快適に暮らせるまち	42,763 千円
----------------	-----------

・ 国庫補助金を活用した道路事業の促進 41,000 千円

国の追加補正（道路メンテナンス補助金）を活用するもの

◇ 中新田地内にある道路大型カルバートの法定点検（委託料） 1,500 千円

◇ 橋梁の法定点検（委託料）：112橋 36,000 千円

◇ ひさご塚、南原隧道の大型カルバートの法定点検（委託料） 3,500 千円

委託料 41,000 千円

・ コミュニティバス運行事業に対する支援 1,763 千円

燃料費の高騰及びコロナ禍における新しい生活様式の定着などを要因とした運賃収入の減少が見込まれるため運行経費を補うもの

その他負担金 1,763 千円

③ その他	393,171 千円
-------	------------

・ 燃料高騰に伴い不足する指定管理料の増額 90,196 千円

・ 過年度国庫支出金返還金 7,541 千円

・ 財政調整基金積立金【年度末残高：3,094,732千円】 195,488 千円

・ その他 99,946 千円

合計	480,934 千円
----	------------

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

①新型コロナウイルスワクチン接種業務 477,605 千円
(理由) 国の補助金を活用し、年度を跨いで実施したいため

②市道479号線法定点検業務委託 1,500 千円
(理由) 国の追加補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施したいため



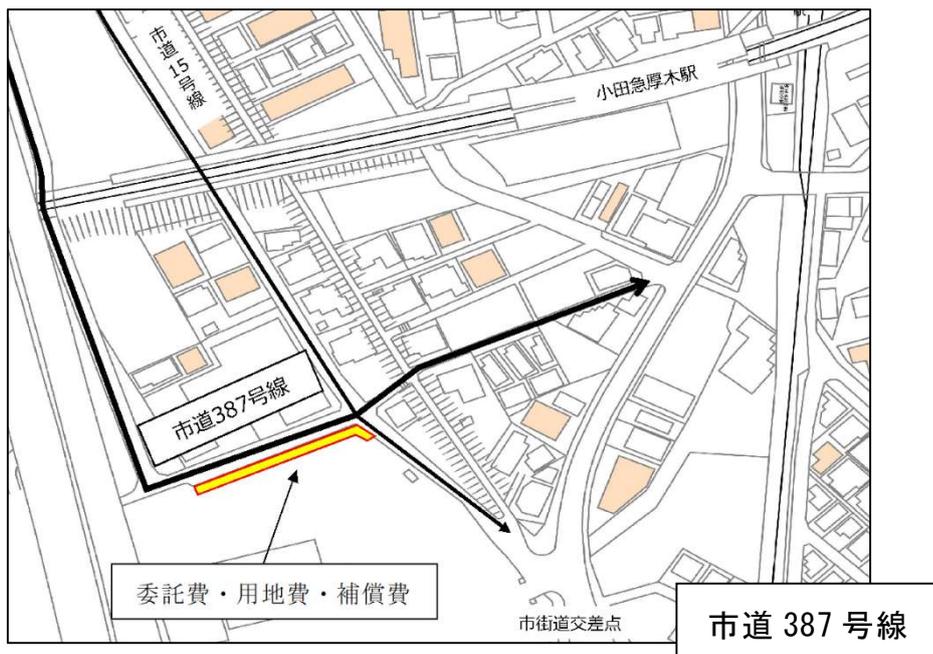
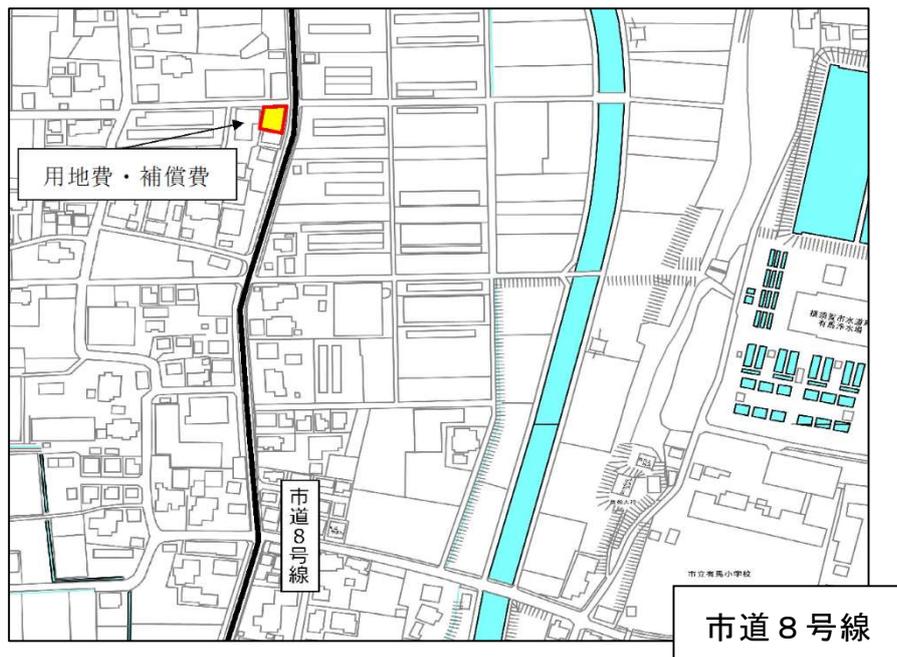
③市道62号線並木橋改良工事 5,700 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



④市道 8 号線ほか 1 路線用地取得及び補償

74,484 千円

(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑤橋りょう法定点検業務委託

36,000 千円

(理由) 国の追加補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施したため

⑥市街化調整区域土地利用方針検討業務委託

5,585 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑦厚木駅南地区市街地再開発事業公共施設等整備負担金 150,866 千円

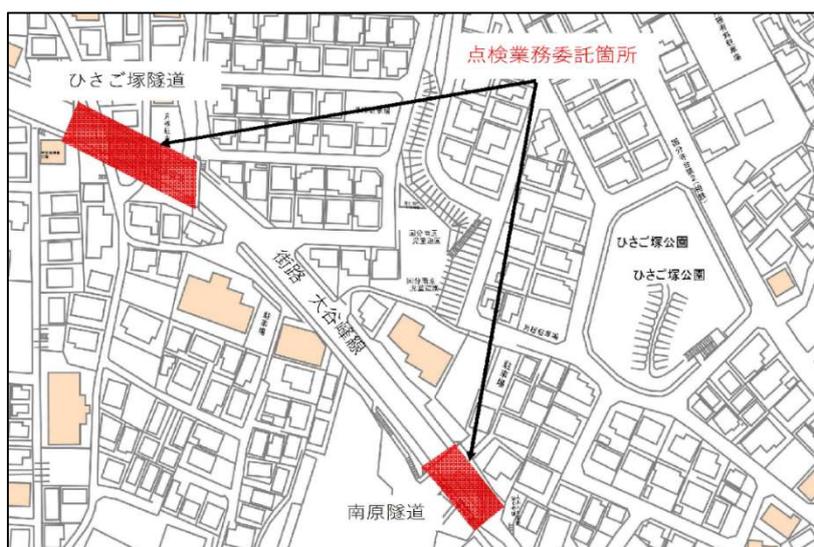
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑧市道大谷峰線法定点検業務委託 3,500 千円

3,500 千円

(理由) 国の追加補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施したため



⑨(仮称)海老名市雨水管理総合計画策定業務委託 6,587 千円

6,587 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為の補正

(1) 変更

①小田急海老名駅ホームドア設置事業補助金

限度額： 108,666 千円→ 78,240 千円

(理由) 鉄道事業者が鉄道駅バリアフリー料金制度を活用することに鑑み、当初の補助スキームを見直したため